

会員規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本プロテニス協会（以下「本協会」という。）定款第5条に基づき会員に関し必要な事項を定めるものである。

(種別)

第2条 本協会の会員は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める社員とする。

(1) 正会員

本協会が認定する資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人

- ① 本協会が定める基準を満たし、理事会で承認された認定プロフェッショナル及びインストラクター
- ② 本協会が定める条件を満たし、理事会で承認されたプレーヤー
- ③ 本協会が別に定めるシニア会員の条件を満たした者

(2) 準会員

前号に掲げるものを除き、別途本協会が定める基準を満たし、理事会で承認され、この法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する個人又は団体

(4) 名誉会員

学識経験者又はテニス界若しくはこの法人に対し特に功労があった者で理事会及び社員総会において推挙された者

(入会手続き)

第3条 会員の入会は、定款第6条の定めのとおりとする。

2. 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、名誉会員に推挙された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。
3. 入会は、別の定めによりその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会員名簿)

第4条 入会者は会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

2. 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会員の義務)

第 5 条 会員は、定款の目的を達成するための活動に努めなければならない。

2. 会員は、前項の活動を行うにあたって、諸法令の定めに従う他、本協会の定款及び諸規程を遵守しなければならない。

(会員の権利)

第 6 条 会員はテニスを普及する喜びを享受するほか以下の権利を有する。

- (1) 本協会の目的達成を目指す各会員活動への支援を受けること
- (2) 本協会よりの各種情報及び資料の提供を受けること
- (3) 本協会の主催する各事業へ参加すること
- (4) 本協会が定める技術認定及び指導者資格を取得すること
- (5) 本協会の賞罰規程による表彰を受けること
- (6) 本協会が常設する専門事業部もしくは臨時に設置する専門事業部等の委員に就任すること

(退会)

第 7 条 定款第 7 条に基づき、会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会費の完納の義務は免れない。

2. 前項の場合、既納の入会金、年会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員の資格喪失は定款第 8 条の定めを準用する。

(除名)

第 9 条 会員の除名は、定款第 9 条の定めを準用する。

(再入会)

第 10 条 過去に本協会の会員であったもので再入会を希望する場合は、再入会手続細則に拠る。

第 2 章 認定プロフェッショナル及びインストラクター

(資格)

第 11 条 プロコーチを目指し、本協会が実施するプロテストに合格して、入会を希望する 20 才以上の者。

(認定証の交付)

第 12 条 本協会は第 3 条の定めにより承認された者に対し、本協会認定資格として「認定証」を交付する。

(資格の有効期限)

第 13 条 資格の有効期限は毎事業年度の 2 年間とする。

2. 10 月以降のプロテストでその事業年度に会員となった者は、翌事業年度をその始まりとする。

(資格の更新)

第14条 資格の更新をするためには、別に定める認定資格研修ポイント細則に基づき研修ポイントを取得しなければならない。

(会員サービス)

第15条 認定プロフェッショナル及びインストラクターは以下のサービスを受けることができる。

- (1) 取得した認定ライセンス又は、資格により以下の呼称を使用することができる。
 - ① (公社) 日本プロテニス協会認定インストラクター、又は、JPTA 認定インストラクター
 - ② (公社) 日本プロテニス協会認定プロフェッショナル 3/米国プロテニス協会認定プロフェッショナル、又は、JPTA 認定プロフェッショナル 3/USPTA 認定プロフェッショナル
 - ③ (公社) 日本プロテニス協会認定プロフェッショナル 2/米国プロテニス協会認定プロフェッショナル、又は、JPTA 認定プロフェッショナル 2/USPTA 認定プロフェッショナル
 - ④ (公社) 日本プロテニス協会認定プロフェッショナル 1/米国プロテニス協会認定エリート・プロフェッショナル、又は、JPTA 認定プロフェッショナル 1/USPTA 認定エリート・プロフェッショナル
- (2) 会員証が発行される。
- (3) テニス保険(個人賠償責任保険テニス特別約款)及び傷害保険(団体総合生活補償保険)に自動的に加入となる。(保険料は本協会負担)
- (4) テニススクール共済制度に加入できる。
- (5) カフェテリアプランに加入できる。
- (6) 申請、認定を受けて、JPTA オフィシャルテニススクールの名称を使用することができる。
- (7) 申請、認定を受けて、JPTA 公認専門学校の名称を使用することができる。
- (8) 慶弔見舞金制度により慶弔見舞金を受けることができる。
- (9) JPTA ウェブサイトに写真とプロフィールを公開することができる。
- (10) JPTA (USPTA) マーク入りの名刺を使用することができる。(台紙有料)
- (11) JPTA オフィシャルグッズ、JPTA オリジナルグッズを会員価格にて購入できる。
- (12) 本協会主催のセミナー、イベント、コンベンション等に会員価格で参加できる。

第3章 プレーヤー

(資格)

第16条 本協会が定める入会条件のいずれかを満たし、入会を希望する者。

(入会条件)

第17条 入会条件は、以下のとおりとする。

- (1) 全日本テニス選手権本戦（一般、シングルス）出場者
- (2) ナショナルチーム（デビスカップ・フェドカップ・ユニバーシヤード・アジア大会・ジュニア・オリンピック）のメンバーである者。
- (3) JTA ランキングでシングルス 50 位以内の者。

(資格の有効期限)

第18条 資格の有効期限は毎事業年度の1年間とする。

2. 10月以降の申請でその事業年度に会員となった者は、翌事業年度をその始まりとする。

(会員サービス)

第19条 プレーヤーは以下のサービスを受けることができる。

- (1) （公社）日本プロテニス協会プレーヤー又は、JPTA プレーヤーの呼称を使用できる。
- (2) 会員証が発行される。
- (3) テニス保険（個人賠償責任保険テニス特別約款）及び傷害保険（団体総合生活補償保険）に自動的に加入となる。（保険料は本協会負担）
- (4) 慶弔見舞金制度により慶弔見舞金を受けることができる。
- (5) JPTA ウェブサイトに写真とプロフィールを公開することができる。
- (6) JPTA (USPTA) マーク入りの名刺を使用することができる。（台紙有料）
- (7) JPTA オフィシャルグッズ、JPTA オリジナルグッズを会員価格にて購入できる。
- (8) 本協会主催のセミナー、イベント、コンベンション等に会員価格で参加できる。

第4章 準会員

(資格)

第20条 テニスコーチを経験している者又は、テニスコーチを希望する者で、本協会が実施する「ワークショップ」を修了して、入会を希望する18歳以上の者。

(修了証の交付)

第21条 本協会は第20条の「ワークショップ」を修了した者に対し、その証として「修了証」を交付する。

(資格の有効期限)

第 22 条 資格の有効期限は毎事業年度の 2 年間とする。

2. 10 月以降の「ワークショップ」でその事業年度に会員となった者は、翌事業年度をその始まりとする。

(資格の更新)

第 23 条 資格を更新する際には、別に定める年会費を事業年度ごとに納めることで更新できるものとする。

(会員サービス)

第 24 条 準会員は以下のサービスを受けることができる。

- (1) (公社)日本プロテニス協会準会員又は、JPTA 準会員の呼称を使用できる。
- (2) 会員証が発行される。
- (3) JPTA ウェブサイトに写真とプロフィールを公開することができる。
- (4) JPTA マーク入りの名刺を使用する事ができる。
- (5) JPTA オフィシャルグッズ、JPTA オリジナルグッズを会員価格にて購入できる。
- (6) 本協会主催のセミナー、イベント、コンベンション等に会員価格で参加できる。

第 5 章 賛助会員

(資格の有効期限)

第 25 条 資格の有効期限は毎事業年度の 1 年間とする。

(会員サービス)

第 26 条 賛助会員は以下のサービスを受けることができる。

- (1) (公社)日本プロテニス協会賛助会員又は、JPTA 賛助会員の呼称を使用できる。
- (2) JPTA ウェブサイトに写真とプロフィールを公開することができる。(個人)
- (3) JPTA マーク入りの名刺を使用する事ができる。(台紙有料)(個人)
- (4) JPTA オフィシャルグッズ、JPTA オリジナルグッズを会員価格にて購入できる。(個人)
- (5) 本協会主催のセミナー、イベント、コンベンション等に会員価格で参加できる。(個人)
- (6) 本協会が発行する JPTA ニュース発送時に、本協会が認めた印刷物を有料で同封することが出来る。(団体)

第6章 名誉会員

(会員サービス)

第27条 名誉会員は以下のサービスを受けることができる。

- (1) (公社)日本プロテニス協会名誉会員又はJPTA 名誉会員の呼称を使用できる。
- (2) JPTA ウェブサイトに写真とプロフィールを公開することができる。
- (3) JPTA マーク入りの名刺を使用することができる。(台紙有料)
- (4) JPTA オフィシャルグッズ、JPTA オリジナルグッズを会員価格にて購入できる

第7章 その他

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

(補則)

第29条 この規程に定めるものの他、会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は公益法人設立の登記の日から施行する。

一部改定

平成25年6月18日

第17条(3)を定款第5条(1)に関連して改定

平成26年6月16日

第7条第1項を改定

平成27年6月16日

第2条(1)③追加

第15条(1)②～④資格呼称変更

第15条(3)保険名称詳細記入

第15条(7)削除、以下項目繰上げ

第17条(2)誤字訂正

第19条(3)保険名称詳細記入

第26条(2)削除、以下項目繰上げ

第27条(2)削除、以下項目繰上げ

平成29年6月16日

第10条一部改定

第14条一部改定

(平成29年度総会資料参照)

令和4年6月15日
第23条一部改定